

労務相談申込み要領

1. 対象者 東ト協会員事業者
2. 対象内容 労働問題全般、特に労働環境等の改善に向けたご相談に対応。
3. 概要
 - (1) 当協会が委託した労務相談員（社会保険労務士）が担当いたします。労務相談員との個人面談となりますので、相談内容が他に漏れる心配はありません。
 - (2) 相談費用は協会が負担いたします。就業規則の作成を依頼する等、相談以外の費用は、申込者の負担となります。
 - (3) 相談は、事前予約制です。
 - (4) 相談の実施期間は、令和8年度（令和9年3月末日迄）です。
 - (5) 相談時間は、原則として1回半日以内程度です。ただし数度の相談も可能です。
4. お申込み方法
 - (1) 下記の申込書に必要事項をすべて記入し、会社の代表者名で協会本部宛にFAX又は郵送でお申込みください。東ト協HPからのお申し込みも可能です。
(東ト協HP「令和8年度労務相談申込みについて（会員専用）」)
 - (2) 協会業務部で申込みを受理しますと、担当の労務相談員から連絡を差し上げますので、申込者と労務相談員との間で日程調整(内容、日時、場所等の打ち合わせ)をしてください。

★注意事項

- ・相談内容によってはあらかじめ資料を準備していただくと詳細な相談ができます。
- ・取り決めた相談日は厳守してください。

★お申し込み・問い合わせ先

〒160-0004 新宿区四谷3-1-8 東京都トラック総合会館 3階
 (一社)東京都トラック協会 業務部 交通・環境グループ
 TEL **03-3359-6257** FAX **03-3359-4983**

労務相談申込み書

支部名	支部	日時	月	日	AM・PM	時	分
事業者名		第1希望					
代表者名		第2希望	月	日	AM・PM	時	分
担当者名	(フリガナ)	相談方法	電話 <input type="checkbox"/>				
会社TEL			面談 <input type="checkbox"/>				
携帯			場所 (主に貴社住所)	〒			
FAX		内容 (要点)					